

# アンテベラム期ロードアイランド州における “Lively Experiment” の帰結

—「ドアの反乱」期における三つの州憲法の比較分析—

小原 豊志

本勅許状により、以下に述べる事が朕の意思であり、喜びであることを公表、確認、制定、宣言する。すなわち、爾後、本植民地内の何人たりとも公共の安寧を乱さないかぎり、宗教的問題に関する見解の相違を理由として迫害、処罰、脅迫、尋問されることがないこと、および、以下に述べる領域内において、各人が平和的かつ平穩にふるまい、自由を乱用して放縦や冒瀆に耽らないかぎり、そして内政を攪乱したり、他者の妨害をしないかぎり、信仰について自身の判断と良心を自由に、かつ十分に持ち、それを享有できることである。これに反する本領域の慣習、習慣、法、条例、条項はいずれも無効とする。

チャールズ二世の植民地勅許状（1663年）より

## はじめに

アメリカ合衆国のニューイングランドに位置する全米最小の州、ロードアイランド州の起源は植民地期の1643年に建設されたプロヴィデンスという町にある。ボストンの西方60マイルにあるこの地に「神の摂理」を意味する名がつけられた由来は、マサチューセッツ湾植民地の神政政治を批判したためにここを追放されたロジャー・ウィリアムズが、この地に政教分離体制のもとで信教の自由を実現せんとしたことにある。その後、プロヴィデンスはその他の反マサチューセッツ派が移り住んだニューポート、ポーツマス、およびワーウィックとともに独立した植民地を設立することになった。その際、ウィリアムズはイギリス本国に植民地設立の認可と保護を要請した。おりしもイギリスはピューリタン革命の動乱を経てチャールズ二世による王政が復古した時期であったが、そのチャールズ二世によって下付されたのが1663年の植民地勅許状（以下、「勅許状」と表記）であった。はたして勅許状は、この新たな植民地に大幅な自治を認め、“Lively Experiment” の名のもとに信仰の自由を保障する完全な政教分離体制の構築を命じたのであった<sup>1</sup>。

このような事情から、ロードアイランド州は勅許状のもとにいち早く宗教的自由と政教分離体制を確立したことで名高い。しかし、まさにこの勅許状が原因となって1840年代初頭に全米を揺るがす騒擾が勃発することになったことはわが国ではあまり知られていない。

その騒擾はその指導者の名を冠して「ドアの反乱」Dorr Rebellion（1841-42年。以下「反乱」と表記）と呼ばれる。この闘争は、建国後半世紀を過ぎてもなお勅許状を固守し、州憲法の制定を拒み続けた州政府に対して、選挙権の拡大を要求する民主化勢力が自らの手で制定した州憲法を根拠に統治権力の移譲を要求したことから発生した。この試みは既存政府側の徹底的な弾圧によって直ちに制圧されたが、その後、合衆国議会や合衆国最高裁判所において、既存政府の認可

を得ない憲法制定行為は人民主権原理に背馳するの否かという論争が起こった。しかし、当時の合衆国はこの問題に明確な回答を出せなかった。そのため、先行研究史上この問題は一大論点となりつづけている<sup>2</sup>。

こうした研究動向をふまえ、筆者はこれまで「反乱」を支えた論理を建国期以降の人民主権論の系譜に位置づける作業をつうじて「反乱」を再評価しようとしてきた<sup>3</sup>。本稿では「反乱」研究をさらに進めるうえでの不可欠の作業として、ドア派が作成した州憲法のみならず、それに対抗して既存政府側が作成した州憲法、および「反乱」鎮圧後に既存政府側があらためて作成し、実際にロードアイランド州最初の州憲法として発効した1843年憲法の特徴を明らかにすることによって、それぞれの州憲法が構想した統治の姿を明らかにしてみたい。それはその約180年前に勅許状で命じられた“Lively Experiment”の帰結を示すことになるだろう。

なお、「反乱」が勃発した主たる要因は選挙権問題であったことから、先行研究史上、選挙権資格に限って各憲法を比較することは行われている<sup>4</sup>。しかしながら、憲法は選挙権のみならず、人民の基本的権利とその権利を保障すべき統治構造を規定するものである以上、選挙権資格の比較だけではそれぞれの憲法の作成者が構想した統治の全体像は見えてこないと考えられる。そこで、以下ではまず「反乱」以前の統治構造の特徴を明らかにすることで1840年代に憲法制定運動が高まりを見せた理由を把握する。そのうえで、以上の三つの州憲法の比較を行うことにしたい。

## I 勅許状体制の特徴と州憲法制定気運の高まり

勅許状にもとづく統治体制はその後若干の修正を施されつつも、1843年に最初の州憲法が発効するまでその骨格が維持された。そのため、この統治体制は「勅許状体制」と呼ばれる。以下ではこの体制の特徴を把握しよう。

その第一の特徴は、州総会 General Assembly と呼ばれる統治体が州の統治権力を独占的に掌握していたことである。これは勅許状の植民地総会規定に由来していた。その規定によれば、植民地総会は総督 Governor、副総督 Lieutenant-Governor、全州から選出される10名の総督補佐官 deputy、および各タウンから選出される代議員 representative によって構成された。その所掌事項は、総会開催の日時と場所の決定にはじまり、自由民 freeman の資格設定と認定、各種官吏の任命、イギリス法に反しない限りでの法の制定と改廃、各級裁判所の設置、刑罰の執行、恩赦の決定、各種選挙の管理、タウンの区画確定と新設、先住民との取引にいたるまで統治全般にわたっていた<sup>5</sup>。

独立後、植民地総会は州総会に、上記の官職はそれぞれ州知事、副知事、州上院議員、州下院議員に名を変えたが、州総会の構成員とその所掌事項には変更が加えられなかった。このため、立法権と行政権が混然一体となった統治体が建国後も存続することになったのである。しかも、立法府の長である州知事には法案拒否権や官吏任命権は与えられず、州軍の統率権も事実上総会が掌握していた。さらに、州総会には判事任命権や上訴審機能も与えられていたため、司法権も事実上州総会の支配下にあった。以上のように、ロードアイランド州では三権分立体制が成立することはなく、州総会が一元的に統治を担当していたのである。

特質の第二は、土地所有者に特権的地位が与えられたことである。これは勅許状の自由民規定によるものであった。勅許状は総督以下の官職の選出権を自由民に与えただけであったが、その後、自由民とは一定額の価値を有する土地の所有者と解釈されたため、事実上土地所有が選挙権

要件となり、この規定は建国後も変更されることがなかったのである<sup>6</sup>。そのほか、陪審員資格にも土地所有資格が設定されたことや、非土地所有者が民事訴訟を提起するにあたっては土地所有者の保証が必要とされたことなどにより、土地所有者は非土地所有者に対する優越性を保っていた。

勅許状体制の特質の最後は、この体制下で実権を掌握したのが州の南部地域であったことである。それは勅許状に定める「6-4-2」方式という植民地総会の代議員配分方式によるものであった。これは、勅許状下付時の人口分布を勘案してニューポートに6議席を、プロヴィデンス、ポーツマス、ワーウィックに各4議席を、そして植民地設立後に新設されるタウンには2議席を配分する方式であった。この議席配分方式が独立後は州下院の議席配分方式として継承されたため、ニューポートを中核とする州南部からの選出議員が依然として多数を占めることになり、その結果、州下院議員が多数を占める州総会も州南部の土地所有者が実権を握る場となったのであった。

以上の勅許状体制に対して不満が生じる契機になったのは19世紀初頭に始まる工業化であった。周知のように、この時期にはニューイングランド一帯で木綿工業が急激に発展したが、その中心になったのはプロヴィデンスを中核とする州の北部地域であった。こうした事情から、ここには州内外から大量の労働者が吸引されることになり、その彼らの間から土地所有者の特権性と州南部の優越性に対する不満の声が生じるようになったのである。

その不満の解消方法として州北部の労働者が主張したのは勅許状にかわる州憲法の制定であった。すなわち、彼らは州憲法において選挙権資格の緩和と州下院議席配分の是正を行うことにより、旧態依然とした勅許状体制の打破を目指したのである。しかし、彼らが展開した州憲法会議招集運動は州総会側の再三にわたる抵抗と妨害のために成功することはなかった<sup>7</sup>。

1840年代に入り、州憲法会議招集運動は州憲法制定運動に姿を変える。その運動の先頭に立ったのは、既に1830年代に州憲法会議招集運動の旗手として名を馳せていたトマス・ウィルソン・ドアであった<sup>8</sup>。ドアは州憲法の不在という他州に例を見ない特異な状況を前にして、主権とは何か、主権者は誰か、そして主権はいかに行使されるべきかといった人民主権の本質に関わる問題を論じたうえで「人民制憲主権論」Popular Constituent Sovereignty という独特の人民主権論を唱えた。このなかでドアは、人民には人民の代理体にすぎない政府を自由に改廃する権限が無条件に与えられていることを主張し、既存政府の認可を不要とする、人民による直接的な憲法制定行為を正当化したのであった<sup>9</sup>。

こうした主張のもとに1841年11月にドア派によって作成されたのが「人民憲法」People's Constitutionであった<sup>10</sup>。他方、こうした事態に危機感を抱いた州総会側は民主党とホイッグ党の保守派から成る超党派の「法と秩序党」Law and Order Partyを結成し、1842年2月に独自の憲法を作成した。これが「自由民憲法」Freeman's Constitutionである<sup>11</sup>。さらに、「反乱」鎮圧後の1842年11月に州総会は再度州憲法の作成に着手し、そこで作成された州憲法が1843年憲法として発効したのである<sup>12</sup>。

## II 人民憲法と自由民憲法の比較

以上のように、ロードアイランド州では1840年代に入るとわずか二年のうちに三つの州憲法が相次いで制定された。以下では、まず人民憲法と自由民憲法のそれぞれで人民の基本的権利がいかに保障されたのか、および選挙権、州議会議席配分、および政府の構成と権限がいかに規定されたかを比較しよう<sup>13</sup>。

(1) 権利章典

人民の基本的権利を知るには権利章典を見る必要があるが、両憲法とも冒頭の第1条にそれを配置し、人民の基本的権利を事細かに列挙した。その多くは共通しており、とくに両憲法ともかの“Lively Experiment”の語を用いて、信教の自由と政教分離原則の貫徹を宣言している点が特徴的である<sup>14</sup>。

ただし、人民憲法に特徴的なのは、具体的な権利の保障に入る前に、人民の権利についての総則を4項目にわたって述べていることである。すなわち、第1条第1項では統治が関与するのは世俗の事項 civil things についてのみであること、統治は人民の多数の同意にもとづくこと、人民の意思は人民が自由に選択した代表をつうじて表明されること、および州は「魂の自由」、良心の自由、思想・表現・行動の自由の保障に献身すべきことが宣言され、第2項では独立宣言の文言がほぼそのままの形で繰り返された。第3項では、人民には自らの安寧と幸福のために政府を創設、改廃する権限が付与されていること、そして、第4項では特定の、もしくは少数の利害を利する立法の禁止と負担の公平な分担原則が宣言された。こうした総則的規定は無償の公教育制度の拡充規定(第5項)、逃亡奴隷被疑者に対する陪審裁判規定(第14項)、および宗派を理由にした法廷証言の諾否決定の禁止規定(第23項)と並んでドアの人民主権思想を色濃く反映したものと見える。したがって、人民憲法は自由民憲法よりも入念かつ詳細に基本的人権を保障することで、勅許状体制のもとで不確かかつ不安定であった非土地所有者の権利を確実なものにしようとしたといえる<sup>15</sup>。

(2) 選挙権資格

次に「反乱」の直接的な原因となった選挙権資格についてみるならば、そこには両者の間に明確な相違があった。すなわち、人民憲法は黒人を排除したうえで白人に男子普通選挙制を適用したのに対し、自由民憲法は同じく黒人を排除しつつも、白人に対して二種類の選挙権資格を設定したのであった。

表1に見るように、自由民憲法は白人市民を合衆国生まれの者と帰化した者とに区分したうえで、前者には事実上の男子普通選挙制を、後者には長期の居住要件と従来の土地所有要件を課したのであった。それぞれの憲法が以上の選挙権資格を設定した理由については、すでに論じたところであるが<sup>16</sup>、それを要約するならば以下のとおりである。

表1 人民憲法と自由民憲法における選挙権規定

	人民憲法	自由民憲法		
年齢・性別	21歳以上・男子	21歳以上・男子		
市民種別	市民	合衆国生まれの市民		帰化市民
人種資格	白人	白人		白人
土地所有資格 <sup>1</sup>	×	○	×	○
納税資格	×	×	×	×
居住資格 <sup>2</sup>	州に1年	州に1年	州に2年	州に3年(帰化後)
備考	住民投票の一部および地方選挙に制限選挙制 <sup>3</sup>		住民投票の一部および地方選挙に制限選挙制 <sup>3</sup>	

註1:いずれにおいても134ドルまたは年賃貸価格7ドルの土地所有が具体的要件

註2:シティないしタウンへの居住要件はいずれも6か月

註3:134ドル以上の資産の所有、および同資産に対する納税が要件

まず人民憲法で黒人選挙権が拒絶されたのは、「選挙権における人種混淆」を回避せんとする白人民衆の白人性意識が働いたためであった。白人性とはそれを有することで自動的に自立性の具備が証明されるとする概念であるが、このときドア派が州成年人口の約3パーセントを占めるに過ぎなかった黒人<sup>17</sup>を選挙権から排除したのは、そうしなければ選挙権に白人性を構築することができなくなり、選挙権の獲得によって可能になるはずの自らの自立性の立証・誇示も不可能になってしまうためであった。

他方で自由民憲法が反黒人のみならず、反帰化市民的な選挙権資格を設定したのは、人種差別意識とネイティビズムが原因であった。すでに1822年に州総会は黒人を選挙権から排除していたが、それと同時期にロードアイランド州では移民の排斥を主張するネイティビズム運動が発生していたのである。その標的は19世紀転換期以降、工業労働力として州北部に大量に流入しつつあったアイルランド系移民であった。しかも彼らはドア派の州憲法制定運動に同調したため、州総会側は彼らに危機感を募らせていたのであった。たとえば、州総会が発行したブロードサイドは以下のように移民の脅威を訴えた。

人民憲法が発効すれば、すでに州内に入り込んでいる多数の外国人がすぐさま投票所へ連れて行かれるであろう。[中略] アメリカ生まれの職工や職人は就労競争にさらされることになる。さらに、移民によって政治的、市民的権力の均衡が左右されることは確実であり、直接的にも、間接的にも移民が本州を支配することになるであろう。アメリカ生まれの市民はそのような支配のもとにおかれたいのか、それともそうではないのかを熟慮して判断を下し、その判断にしたがって行動すべきである<sup>18</sup>。

したがって、自由民憲法は選挙権に人種のみならず、出生地という防護壁を作ったのであった。

以上のように、人民憲法はドアの平等主義的な人民主権論にもかかわらず、白人間の平等を達成するために黒人を排除した一方で、自由民憲法は黒人と帰化市民をともに排除してアメリカ生まれの白人間の平等を達成しようとしたといえる<sup>19</sup>。

### (3) 州議会議席配分規定

次に、同じく「反乱」の一因となった州議会議席配分規定について見てみよう(巻末の表を参照)。

まず、州下院についてはいずれの憲法においても従来の「6-4-2」方式が撤廃され、各タウンの人口を勘案した議席配分がなされた。このうち、人民憲法は下院定数を80に定めたうえで議席配分の是正が行われたが、これにより議席増の恩恵を受けたのは、プロヴィデンス(8議席増)をはじめ、すべてプロヴィデンスカウンティに属するタウンであった。他方、州南部はその最大のタウンであるニューポートが1議席を削減され、ニューポートカウンティ全体では総計で5議席を削減された。ただし、その他のカウンティは人口が下落したタウンでもほぼ現状どおりの議席が配分された。こうしたことから見れば、人民憲法は必ずしも人口に即した議席配分を行ったとはいえない。このことはプロヴィデンスカウンティが州人口のほぼ半数を占めたにもかかわらず、下院議席の占有率では4割を占めるにとどまったことにも示されている。

一方、自由民憲法は総定数を定めず、タウンの人口に応じて段階的に議席を割り当てる方式を採用した<sup>20</sup>。しかし、その下限は2議席、上限は8議席とされたため、この方式は人口が少ないタウンに有利となっていた。これによりプロヴィデンスの議席増は4となり、プロヴィデンスカ

ウンティ全体で見ても9議席の増にとどまり、同カウンティが州下院に占める割合は3割を切った。他方、ニューポートカウンティは総計5議席を削減され、その下院占有率は28パーセントから20パーセントに下落したが、その他のカウンティはほぼ現状維持だった。

次に州上院の議席配分を見よう。この点については、両憲法とも全州選出方式を改め、タウンごと、あるいは複数のタウンを合わせた選挙区による選出方式を採用した。このうち、人民憲法は全州を11の小選挙区に分割し(ただし、プロヴィデンスのみ2名選出)、総計で12名の上院議員を選出することとした。これをカウンティ別に見れば、プロヴィデンスカウンティは5議席、その他のカウンティは1もしくは2議席を与えられ、全体としては人口分布に即した議席配分となった。他方、自由民憲法は全州を16の小選挙区に分割し(プロヴィデンス、ニューポート、および1つの合区選挙区からは2名選出)、総計で19名の上院議員を選出することとした。この規定の下では、プロヴィデンスカウンティの議席数は人民憲法と変わらなかったものの、上院定数が自由民憲法の方が多かったため、プロヴィデンスカウンティの占有率は相対的に低下することになっていた。したがって、自由民憲法の州上院議席配分方式は人口減少タウンに有利な規定であったといえる。

以上のように、いずれの憲法でも議席配分の是正がなされたとはいえ、必ずしも人口を正確に反映したものとはいえず、とりわけ、自由民憲法の方は依然として州の南部に属するカウンティに有利な議席配分をしたといえる。

#### (4) 政府の構成・権限およびその他

最後に、政府の構成と権限について検討しよう。「反乱」の一因は、立法はおろか、行政や司法をも手中に収めた州総会の専制的支配にあったからである。果たして、こうした統治体制はいかに改変されたのであろうか。

第一に指摘すべきは、人民憲法はもとより自由民憲法においても三権の分立が明確に宣言されたことである(いずれも第3条)。したがって、ここで長らく続いた州総会による一元的な統治体制はその終焉が合意されたといえる。

そのうえで、三権に与えられた権能を比較してみるならば、まず行政権については両憲法ともに州知事に独立した権限を与えたことが目を引く。それには州軍の指揮権、刑罰の執行停止権、恩赦権、州総会の休会や臨時招集に関する決定権などが含まれた(人民憲法第3条第5項、第8項、第13項、第14項;自由民憲法第3条第3項、第4項、第7項、第8項)。ただし、人民憲法においては以上に加えて州知事にすべての文官武官の任命権、立法勧告権、文官武官からの施政状況聴取権、および法案拒否権が付与された(第8条第5項、第6項、第7項、第4条第12項)。いうまでもなく、こうした規定は勅許状体制の下でほとんど無力であった行政権の独立と強化をはかるものであり、とりわけ法案拒否権は立法権に対する強力な牽制機能を州知事に与えるものだった。

次に立法権についてであるが、ここでも両憲法で共通する部分は多く、たとえば、州総会に5万ドルを超える州債の起債を禁じた規定や、州総会による直接税の賦課権限に規制を加えた規定は州総会の専横を抑制する目的があったといえる(人民憲法第9条第7項、第10条第6項;自由民憲法第4条第13項、第16項)。

ただし、ここでも人民憲法独自の規定が存在した。その第一は州総会からの司法権の剥奪である。すなわち、従来、債務支払い不能、離婚、未成年者の土地売買に関する管轄権、および下級審判決に対する上訴審機能は州総会が掌握していたが、人民憲法はこれらの機能を州総会から奪

うことにより三権の分立を徹底化したのであった（第9条第4項）。

人民憲法の独自性の第二は、州総会と私企業との間に緊張関係を持たせたことである。すなわち、約束手形の流通を認める銀行法案が可決された際には州民投票での承認を必要とすること（第9条第9項）、企業に対する州補助金の修正や廃止は立法によること（同第10項）、および銀行理事会を創設し、これに銀行の定期的な監察業務を行わせること（同第11項）などがこれにあたる。いうまでもなく、これらの規定はそれまで無規制であった銀行などの私企業に公的規制を加える意図があった。

司法権については、両憲法に共通する部分が多く、相違点といえば、上述のように人民憲法が州総会から司法機能を剥奪したことだけである。ただし、自由民憲法は従来州総会が有していた司法権をあらためて保障するなど（第4条第10項）、州総会の旧来の権限を保持しようとした点で立法と司法の完全な分立を志向したとはいえない。

最後に、その他の点で注目すべきは、憲法修正方法の相違である。両憲法ともその手続きは、①州両院による修正案の可決、②州選挙前の修正案を州民に周知、③新たに選出された州議会両院での修正案の再可決、④州民投票による承認、となっていた。ただし、人民憲法は州民投票による承認に必要な要件を過半数とした（第13条）のに対し、自由民憲法はそれを五分の三にした（第13条）。したがって、憲法修正において自由民憲法はその要件が厳しかったといえる。

以上の人民憲法と自由民憲法との比較から明らかになるのは、まず両者においてようやく近代的な立憲体制の仕組みが整えられたことであろう。しかしながら、その前提となる三権分立の規定を見るならば、自由民憲法はそれを徹底させたとはいいがたい。すなわち、ここで州総会に一定の司法機能が残されたことや州知事に法案拒否権が付与されなかったことは、自由民憲法の作成者に立法府が優位を占める旧来の勅許状体制を少しでも維持せんとする意図があったことが明らかである。また基本的人権の保障や私企業の規制に関しても自由民憲法が人民憲法に比べて遅れをとっていたことは、土地所有者が依然として非土地所有者（労働者）の保護に積極的ではなかったことを物語るものである。

また、州議会の議席配分については両者とも人口分布を配慮した議席配分方法を採用したことは注目すべきである。しかしながら、ここでも自由民憲法は旧来の支配層に有利な議席配分を行ったのであった。

最後に統治に対するアクセス権である選挙権についてみるならば、人民憲法のみならず自由民憲法においても選挙権の拡大が志向されたことが注目される。しかしながら、いずれにおいても特定の存在が引き続き排除されるか、新たな規制を受けることになったのであった。すなわち、自由民憲法は選挙権から黒人を排除し、帰化市民には規制を加えたうえで、人民憲法は黒人を排除したうえで、それぞれ選挙権の拡大をおこなったのである。

### III 1843年憲法の特質

それでは実際にロードアイランド州最初の州憲法として発効した1843年憲法が描く統治とはどのようなものであったのだろうか。以下、前節と同じ観点から検討しよう<sup>21</sup>。

#### (1) 権利章典

まず、第1条に定める権利章典で目を引くのは、信教の自由に関する以下の規定である。

万能の神は精神を自由に創造されたがゆえに、世俗における刑罰や負担によって、あるい

は公民資格を奪うことによってその自由に影響を及ぼそうとする試みはすべて偽善や卑屈さという悪習を生み出してきた。かつまた、誰もが知っているように、我らが敬愛すべき祖先がこの土地に移住し、本州に居住したときの主要な目的は、市民国家の繁栄は信仰における完全な自由のもとに存立し、維持されるという lively experiment の結果を提供することであった。したがって、我々は、以下のことを宣言する。すなわち、何人たりとも、[中略] 信仰を理由にいかなる強制、束縛、妨害、負担も受けず、官職からも追放されず、その他いかなる点においても苦しめを受けないということである（以下略）。（第1条第3項）。

このように1843年憲法もまた人民憲法や自由民憲法と同じく、“lively experiment”の語を用いて信仰の自由と政教分離体制の実現を宣言したのであった。ただし、権利章典のその他の部分は基本的に自由民憲法と同じであり、人民憲法のように、人民主権原理を謳ったり、独立宣言の文言を繰り返したりすることはなかった。むしろこの部分で目を引くのは「反乱」を意識した条項が存在することである。すなわち、第1条第1項は人民の憲法制定権を保障したものの、それに続けて、「ただし既存の憲法は明確かつ真正な全人民の行為によって変更されない限りは有効とする」（傍点筆者）との文言を挿入したのである。この部分はドアの人民制憲主権論を否定したものと読むことができる。ただし、他方では、人身保護令状の停止に際しては州総会の同意を必要とすること（同第9項）、ならびに文民統制の観点から戒厳令の発令について厳格な制限を課したこと（同第18項）は、「反乱」制圧時に既存の州政府が講じた過酷な措置に対する反省が込められたものと考えられる。

## (2) 選挙権資格

1843年憲法の選挙権資格は人民憲法とも自由民憲法とも明確に異なるものであった。すなわち、それは後二者で設定されていた人種資格を削除した一方で、自由民憲法が作り出した白人内部の選挙権差別を維持したのである。表2に見るように、この選挙権資格は21歳以上の市民に対し従来の土地所有資格を適用するとしつつも、合衆国で出生した市民に対しては事実上の普通男子選挙制を適用したのである。

この二重の選挙権資格からわかるのは、黒人には選挙権を容認する一方で、帰化市民の選挙権

表2 1843年憲法の選挙権規定

	1843年憲法	
	21歳以上・男子	
年齢・性別	21歳以上・男子	
市民種別	市民	合衆国生まれの市民
人種資格	×	
土地所有資格 <sup>1</sup>	○	×
納税資格	×	○ <sup>2</sup>
居住資格 <sup>2</sup>	州に1年	州に2年
備考	住民投票の一部に制限選挙制 <sup>4</sup>	

註1:134ドルまたは年賃賃価格7ドルの土地所有が具体的要件

註2:各種納税額の総計が1ドル以上が具体的要件。ただし、同資格は民兵業務の遂行で代替可

註3:シティないしタウンへの居住要件はいずれも6か月

註4:134ドル以上の資産の所有、および同資産に対する納税

には厳重な規制を課すという州総会側の明確な意思である。

その理由は州内でいよいよ高まりつつあった反移民感情にあった。先に引用したブロードサイドの文言に明らかなように、プロヴィデンス一帯の急激な人口増加はアイルランド移民の大量流入によるところが大きかった。合衆国センサスが出生地を記録し始めたのは1850年以降であることから、「反乱」当時の帰化市民の実数は不明である。ただし、レモンズとマッケンナによれば、プロヴィデンスにおける「外国人」は1835年の1,005人から1845年の5,965人へと急増している。また、1850年センサスによると、州の外国生まれの人口は総人口の16.2パーセントに達し、その約7割をアイルランド系が占めていた<sup>22</sup>。このような事情を考えれば、州総会側が労働者のなかで急増する帰化市民の選挙権に規制を加えたことは納得ができよう。

それでは1843年憲法が黒人選挙権を容認したのはなぜだろうか。先行研究においてその理由は「反乱」の鎮圧に際して黒人が果たした軍事的貢献に求められている。それというのも、人民憲法が黒人選挙権を拒絶するや、黒人勢力は反ドア派に転じ、自主的に民兵組織を結成してドア派の弾圧にあたったからである<sup>23</sup>。合衆国史上、戦時における貢献が戦後の選挙権拡大の根拠になった事実が少なくないことを考えれば、この説には一定の説得力がある<sup>24</sup>。しかし、ここで注目したいのは黒人側の戦略である。黒人勢力はドア派に対する弾圧に並行して州総会に以下のような請願書を提出していたのであった。

私たちの祖先はこの国の最初の植民がおこなわれた時代にはほぼ一致する頃にさかのぼることができます。私たちはこの祖先の血を引き継いだアメリカ生まれの市民なのです。このアメリカの土地で、アメリカの空のもと、アメリカの諸制度に囲まれ、万人に平等に降り注ぐ日の光を最初に浴びたのは私たちなのです。我々は異国の地に生まれてはおらず、民主主義の原則や共和主義的慣行に反感を抱くような政治的信条に慣れ親しんでもいません。それゆえ、私たちは幼いうちからアメリカの政府の本質、特長、機能に慣れ親しんでいる、合衆国政府統治下のロードアイランド州の一員なのです<sup>25</sup>。

こうしたネイティビズムに溢れた黒人側の戦略は彼らの現実の軍事的貢献とあいまって州総会側の黒人選挙権観に変化をもたらしたと考えられる。たとえば、1843年憲法の作成にあたったある代議員は、「黒人選挙権に対する不満は予測されたほどのものではない。たとえ、そうした不満があるにせよ、忌まわしいアイリッシュよりは黒人に投票させたほうがましであるということが分かれば、そのような不満などなくなるだろう」と述べたのであった<sup>26</sup>。

以上のように1843年憲法の作成者は選挙権から排除されるべき対象を帰化市民に定めたのであった。それは当時の州総会を支配していたホイッグ党が反労働者、反移民政党であったことと無関係ではなかった。すなわち、ホイッグ党は、「反乱」を支持し、今後も伝統的な統治体制に異議を唱えかねない帰化市民の選挙権を規制することによって彼らの政治参加の道を狭めようとしたのである。

### (3) 州議会議席配分規定

1843年憲法は州下院議員の上限を72に定めたうえで、人口1,530人を基準に各タウンに議席を配分する方式を採用した。これは既に検討した二つの憲法よりも人口分布に即した方式であったといえる<sup>27</sup>。この方式の下でプロヴィデンスは人民憲法と同じく8議席の増を認められ、プロ

ヴィデンスカウンティ全体としては14議席増となった。他方で、自由民憲法で議席を削減されなかった人口減少タウンは議席削減の対象となった。その結果、プロヴィデンスカウンティ選出議員の下院占有率は46パーセントに達し、以前の二つの憲法よりも高くなった。

しかし、注意すべきは州上院議席の配分方式である。1843年憲法は人口の多寡に関係なく各タウンに1議席を配分する方式を採用した。こうした方式はタウン間の平等を重視したものであったが、これによりプロヴィデンスカウンティに配分されたのは8議席となった。その結果、上院における同カウンティの占有率は約26パーセントに下落し、その比率は勅許状体制下におけるよりも大幅に下落したのであった。

したがって、以上の州議会議席配分方式は人口比例方式を採用した下院においてこそプロヴィデンス（およびプロヴィデンスカウンティ）のプレゼンスを高めることになったとはいえ、その優位はタウン平等方式を採用した上院議席配分方式によって相殺されたのである。

#### (4) 政府の構成・権限およびその他

1843年憲法の政府の構成やその権限はほぼ自由民憲法と同じであった。その特徴をいまいちど整理するならば、以下のようになる。

そのひとつは、三権の分立原則が改めて謳われたとはいえ、実際にはそれが徹底されなかったことである。すなわち、ここでも法案拒否権をはじめとする強力な権限が州知事には与えられず、かつまた本来司法の管轄すべき事項が州総会に委ねられたことで、依然として立法が行政や司法に対して優位な地位を保つことができたのであった。

いまひとつは、州総会に私企業に対する規制権が付されなかったことである。たしかに州総会は州債の起債や直接税の賦課に規制を加えられたとはいえ、人民憲法とは異なって銀行をはじめとする私企業の規制・監察業務が課されなかったため、この業務を担当する公的な機関が不在のままになったのであった。こうした状況はいよいよ工業化するロードアイランド州の産業資本や金融資本にとって好都合であったことはいうまでもない。

さらに憲法修正方式も自由民憲法と同じ手順を踏むことになっていたため、この憲法を修正することは人民憲法よりも困難になったのである。

以上から、1843年憲法は、基本的人権の保障、選挙権の拡大、州議会議席配分の是正、および三権分立原則の採用という民主的な外観を保ちつつも、実際には帰化市民に対する差別的選挙権資格の設定、人口動態に即さない上院議席配分方式の採用、私企業に対する公的規制の欠如、および立法府が優位を占める政府を構成することで、旧来の支配層による統治が引き続き可能になる仕組みを作ったといえる。

#### おわりに

以上に検討したように、植民地期の勅許状を建国後も守り抜いてきたロードアイランド州では1840年代に入ると州憲法が相次いで作成され、1843年に最初の州憲法が成立するに至った。それぞれの州憲法の特質を概括するならば以下のとおりである。

まず、人民憲法が構想したのは「支配人種型民主主義」的統治であったといえる。こう特徴づけるのは、人民憲法が選挙権の範囲を人種で分ち、黒人を排除したうえで白人の広範な統治参加を認めるものであったからである。たしかに人民憲法は基本的人権保障の徹底、州知事の権限強化をつうじた行政権の強化と立法権の制約、私企業の規制などの改革を目指していた。しかし

ながら、それはあくまでも白人内部の民主化の徹底であって、ここで構想されたのはあくまでも支配的人種である白人によって運営される政府であったといえる。

これに対して、自由民憲法は「支配人種/民族型共和主義」的統治を構想したといえる。こう特徴づけるのは、自由民憲法は選挙権の範囲を白人に限定し、さらには帰化市民の選挙権獲得を困難にすることにより、人種と民族の両面から統治に参加できる者を限定したからである。また、ここで構想された政府は外観上は三権分立体制をとってはいたものの、依然として立法が他の二権に比して優位な立場を占めていた。したがって、ここで構想されたのは合衆国生まれの一部の白人が従来型の州総会をつうじて統治をおこなう政府であったといえる。

最後に、1843年憲法は「支配民族型共和主義」的統治を構想したといえる。こう特徴づけるのは、この憲法が選挙権の範囲を出生地にもとづいて定めたからである。旧来の支配層が作成したこの憲法で人種が選挙権の基準から外されたことは、人民憲法が黒人選挙権を拒絶した事実と考え合わせるときわめて興味深い。そこには黒人の軍事貢献もさることながら、当時の黒人人口がほとんど無視できるほど少なかったのに対し、移民が労働者のなかで増加の一途をたどりつつあることへの警戒心があった。こうして1843年憲法は反帰化市民的な選挙権資格を設定することで合衆国生まれの白人の利害がより代表されるようにするとともに、その利害調整においては州南部の影響力が失われることのないように州上院の議席を配分したのである。したがって、ここで構想されたのは人種平等な装いのもとに、現実には合衆国生まれの白人が従来型の州総会をつうじて統治をおこなう政府であったといえる。

このようにしてロードアイランド州は19世紀中葉に信仰の自由と完全な政教分離体制の実現という“Lively Experiment”に一応の結論を出したのであった。最後に、この「実験」結果の意味を考察しよう。

そもそも植民地開闢の祖、ロジャー・ウィリアムズが完全な政教分離を唱えたのは、政府が特定の宗派に肩入れし、その他の宗派に弾圧を加えることを防止すること、すなわち、信仰の自由を守ることにあった。この点については、いずれの憲法も重視していたことは既に見たとおりである。しかしながら、最終的に、信仰の自由を保障し、かつ宗教とは一線を画したはずの政府においてカトリック教徒に対する差別が行われたことは注目に値する。なぜなら、1843年憲法は帰化市民選挙権という他州に類例のない選挙権資格をつうじ、急速にその数を増大させつつあるアイルランド系移民の統治参加を食い止めようとしたからである。その大半が労働者である彼らの統治参加を認めるならば、彼らが州南部の土地所有利害を基盤とする民主党と州北部の製造業・金融利害を基盤とするホイッグ党の双方にとって大きな脅威となることは火を見るよりも明らかであった。とりわけホイッグ党は労働者票の増加に危機感を募らせていた。さればこそ、1843年憲法は黒人票の取り込みをも視野に入れたネイティビズム戦略のもとに、すぐれて反移民的な選挙権資格を設定したといえる。その結果、アイルランド系移民は信仰の自由は保障されつつも、世俗においては事実上統治への参加を拒絶されたのである。こうしたネイティビズムに基礎を置いたプロテスタント的統治体制こそロードアイランド州が出した回答だったのである。

巻末表 ロードアイランド州におけるタウン別人口の推移と各州憲法における議席配分

	1790年	1840年	増減	下院議席	1840年議席当人口	人民憲法				自由民憲法				1843年憲法		
						下院議席	下院議席当人口	上院議席	上院議席当人口	下院議席	議席当人口	上院議席	上院議席当人口	下院議席	議席当人口	上院議席
<b>Providence</b>																
Providence	6,380	23,171	16,791	4	5,793	12	1,931	2	11,586	8	2,896	2	11,586	12	1,930	1
Smithfield	3,171	9,534	6,363	2	4,767	5	1,907	1	9,534	4	2,384	1	9,534	6	1,589	1
North Providence																
North Providence	1,071	4,207	3,136	2	2,104	3	1,402	1	9,432	3	1,402	1	9,432	3	1,402	1
Cumberland	1,964	5,225	3,261	2	2,613	3	1,742			3	1,742			3	1,363	1
Scituate	2,315	4,090	1,775	2	2,045	3	1,363	2	1,152	1	6,467	2	1,152			
Glocester	4,025	2,304	▲1,721	2	1,152	2	1,152	1	10,853	2	991	Glocesterと合区		1	1,982	1
Burrillville		1,982	1,982	2	991	2	991			2	1,238	Scituateと合区		2	1,238	1
Johnston	1,320	2,477	1,157	2	1,238	2	1,238			2	1,238	Scituateと合区		2	1,238	1
小計	20,246	52,990	34,465	18	2,588	32	1,466	5	10,598	27	1,646	5	10,598	32	1,550	8
<b>Kent</b>																
Warwick	2,493	6,726	4,233	4	1,569	4	1,682	1	9,628	4	1,682	1	6,726	4	1,682	1
Cranston	1,877	2,902	1,025	2	1,451	2	1,451			2	1,451	Scituateと合区		2	1,451	1
East Greenwich	1,824	1,509	▲315	2	754	2	707	1	8,533	2	707	1	2,924	1	1,509	1
West Greenwich	2,054	1,415	▲639	2	707	2	707			2	707			2	1,717	1
Coventry	2,477	3,433	956	2	1,716	2	1,717			2	1,090	Glocesterと合区		1	2,181	1
Foster	2,268	2,181	▲87	2	1,090	2	1,090			2	1,090	Glocesterと合区		1	2,181	1
小計	12,993	18,166	5,173	14	1,215	14	1,226	2	9,083	14	1,226	4	4,542	11	1,659	6
<b>Newport</b>																
Newport	6,716	8,333	1,617	6	1,388	5	1,667	1	9,767	4	2,083	2	4,167	5	1,667	1
Jamestown	507	365	▲142	2	182	1	365			2	183	2	4,271	1	365	1
New Shoreham	682	1,069	387	2	534	2	534	2	534	2	854			1	1,069	1
Portsmouth	1,560	1,706	146	4	426	2	854	1	7,107	2	445	2	4,271	1	891	1
Middletown	840	891	51	2	445	1	891			2	445			2	1,591	2
Tiverton	2,453	3,183	730	2	1,591	2	1,591			2	663	1	1,327	1	1,327	1
Little Compton	1,542	1,327	▲215	2	663	2	663			2	663			1	1,327	1
小計	14,300	16,874	2,574	20	747	15	938	2	8,437	16	907	4	4,218	12	1,231	7
<b>Washington</b>																
North Kingstown	2,907	2,909	2	2	1,454	2	1,454	1	6,626	2	1,454	1	4,685	2	1,454	1
South Kingstown	4,131	3,717	▲414	2	1,858	2	1,858			2	1,858	1	3,717	2	1,858	1
Westerly	2,298	1,912	▲386	2	956	2	956	1	7,698	2	956	1	2,835	1	1,912	1
Charlestown	2,022	923	▲1,099	2	461	2	462			2	462			2	888	North Kingstownと合区
Exester	2,495	1,776	▲719	2	888	2	888			2	680	1	3,087	1	1,361	1
Richmond	1,760	1,361	▲399	2	680	2	680	2	863	2	863			1	1,726	1
Hopkinton	2,462	1,726	▲736	2	863	2	863			2	863			1	1,726	1
小計	18,075	14,324	▲3,751	14	1,023	14	1,023	2	7,162	14	1,023	4	3,581	9	1,573	7
<b>Bristol</b>																
Bristol	1,406	3,490	2,084	2	1,745	2	1,745	1	6,476	2	1,745	1	3,490	2	1,745	1
Warren	1,122	2,437	1,315	2	1,219	2	1,219			2	1,219	1	2,986	2	1,219	1
Barrington	683	549	▲134	2	275	1	549	2	275	1	549			1	549	1
小計	3,211	6,476	3,265	6	1,079	5	1,171	1	6,476	6	1,080	2	3,238	5	1,171	3
総計	68,825	108,830	40,005	72	1,346	80	1,360	12	9,069	77	1,413	19	5,728	69	1,577	31

典拠: Peter J. Coleman, *The Transformation of Rhode Island, 1790-1860* (1963), 256, 280, 286 より筆者が作成。

註

- 1 なお、勅許状によって正式に認められた植民地名は「ロードアイランドおよびプロヴィデンスプランテーション植民地 (Colony of Rhode Island and Providence Plantations)」である。
- 2 Christian G. Fritz, *American Sovereigns: The People and America's Constitutional Tradition before the Civil War* (New York: Cambridge University Press, 2008). フリッツによれば、独立宣言の革命権は建国後には憲法修正権に名を変えただけとする解釈から、政府の改廃権としての憲法制定権は依然として無条件に人民に与えられていると主張する人民主権論が建国後も有力であったという。なお「反乱」研究の研究史論文としては、Erik J. Chaput, “The Rhode Island Question: The Career of a Debate,” *Rhode Island History* 68-2 (Summer/Fall, 2010)。
- 3 拙稿「『ドアの反乱』再考—アンテベラム期アメリカ合衆国における人民主権論—」(東北大学『国際文化研究科論集』第25号、2017年); 同「アメリカ合衆国の人民主権とは何か—『ドアの反乱』再考—」(『學士會会報』第929号、2018年)。
- 4 Arthur M. Mowry, *The Dorr War: Constitutional Struggle in Rhode Island* (1901; reprint ed., New York: Chelsea House, 1970); Patrick T. Conley, *Democracy in Decline: Rhode Island's Constitutional Development, 1776-1841* (Providence: Rhode Island Historical Society, 1977)。
- 5 勅許状の原文については Mowry, *The Dorr War*, Appendix A を参照。
- 6 その土地価格は時代とともに変化した。建国後に制定された1798年法は植民地末期の40ポンド規定を引き継ぎ、そのドル換算価格である134ドル(もしくは年賃貸価格7ドル)の土地を所有する成年男子に選挙権を付与することを定めた。なお、同時に有権者の長男で20歳以上、21歳未満の者にも選挙権が付与された。
- 7 1830年代初頭にプロヴィデンスの労働者が展開した選挙権拡大運動については、拙稿「アンテベラム期アメリカ合衆国における労働者の反知性主義—セス・ルーサーの人民主権論を中心に—」(東北大学『国際文化研究科論集』第24巻、2016年)。なお、ロードアイランド州では1824年と1834年の二度にわたり州憲法会議が召集されている。しかし、その代議員は従来の選挙権資格によって選出されたため、上記の州憲法会議においては一切の改革が拒絶され、州憲法が制定されることはなかった。Conely, *Democracy in Decline*, 184-213, 236-268. ところで、当時の州内の党派分布についてみておくと、州南部の土地所有利害を基盤として州の統治権力を掌握してきたのは民主党であった。これに対し州北部に勃興した製造業・金融利害を基盤とするホイッグ党が急速に勢力を伸ばし、1840年には同年の大統領選挙結果と同様にホイッグ党が民主党から政権を奪回した。ただし、ロードアイランド州では両党とも労働者の政治参加を招来する選挙権の拡大には一貫して否定的な立場をとっていた。
- 8 プロヴィデンスの名家に生まれたドアは、ハーバードで法学を学んだのち、プロヴィデンスで弁護士業を営んでいたが、1830年代に入ると改革派の政治家として州政界入りした。当初ドアはホイッグ党に所属し、州憲法会議召集運動のみならず、公教育制度問題や銀行規制問題、さらには反奴隷制運動に取り組むなかで、1830年代末には民主党に鞍替えすることになった。その際、ドアが緊密な連携をとっていたのは当時ニューヨーク市を拠点に労働運動を展開していた民主党平等派(ロコフォコ派)であった。
- 9 Thomas W. Dorr et al., *The Nine Lawyer's Opinion on the Right of the People to Form a Constitution: Statement of Reasons* (Providence, 1842)。
- 10 人民憲法は1841年12月に実施された承認投票の結果、13,947 - 52 という圧倒的大差で承認された。しかし、既存政府の徹底的な弾圧により、この憲法が実際に施行されることはなかった。なお、同憲法制定会議の代議員選挙、および上記の承認投票は男子普通選挙制のもとで行われた。
- 11 自由民憲法は1842年3月に実施された承認投票の結果、8,013 - 8,689 で否決された。なお、同憲法制定会議の代議員選挙は既有権者によって実施されたが、上記の承認投票は既有権者に加え、この憲法下で新たに選挙権を与えられる者によって実施された。
- 12 1843年憲法は1842年11月に実施された承認投票の結果、7,024-51 で承認された。なお、同憲法制定会議の代議員選挙、および上記の承認投票は既有権者に加え、21歳以上のアメリカ生まれの男子市民によって実施された。
- 13 人民憲法および自由民憲法の原文については、Mowry, *The Dorr War*, Appendix B,C を参照。
- 14 信仰の自由の他に両憲法の権利章典で規定されたのは以下の通り。不当な捜索と押収の禁止、自白の強要の禁止と一事不再理の原則、推定無罪の原則、罪刑法定原則、陪審裁判、無償の私的財産没収禁止、文民統制、遡及法の制定禁止、平和的集会の自由、出版の自由。

- 15 ただし、他方で、人民憲法には自由民憲法に存在する市民の武器保有保障条項、奴隷制禁止条項、および債務投獄禁止条項が存在しない。とりわけ、債務投獄は労働者の怨嗟的であり、人民憲法にこの規定が盛り込まれなかったのは疑問が残る。
- 16 拙稿、「「ドアーの反乱」と黒人選挙権—アンテベラム期アメリカ合衆国における選挙権拡大闘争の一断面—」（東北大学『国際文化研究科論集』第17巻、2009年）。
- 17 Conely, *Democracy in Decline*, 296.
- 18 “Comparison,” broadside, 1842, quoted in Stanley Lemmons and Michael A. McKenna, “Reenfranchisement of Rhode Island Negroes, 1820-1842,” *Rhode Island History* 30 (February 1971), 10.
- 19 ただし、人民憲法は選挙権資格の人種資格については同憲法発効後に改めて州民投票に付すことを定めている（第14条第22項）。また、人民憲法では秘密投票制の採用を定めている（第2条第6項）が、自由民憲法にその規定は存在しない。なお、両憲法に共通する点として見逃せないのは、タウンの市長以下の官職の選挙権資格やタウンの財政問題に関する住民投票の選挙権資格を新たに設定したことである。そこでは従来の選挙権要件であった134ドルの価値の土地所有が要件とされた（人民憲法第2条第4項、第5項；自由民憲法第2条第3項、第7項）。したがって、万民の平等を主張するドア派にあっても特定の選挙については土地所有が投票の不可欠な要件と考えられていたのであった。
- 20 その配分基準は以下の通り。人口4千人未満 = 2議席、4千人以上、6千5百人未満 = 3議席、6千5百人以上、1万人未満 = 4議席、1万人以上、1万4千人未満 = 5議席、1万4千人以上、1万8千人未満 = 6議席、1万8千人以上、2万2千人未満 = 7議席、2万2千人以上 = 8議席。
- 21 1843年憲法の原文については、Mowry, *The Dorr War*, Appendix D を参照。
- 22 Lemons and McKenna, “Reenfranchisement of Rhode Island Negroes, 1820-1842,” 10.
- 23 *Ibid.*, 11-13.
- 24 Alexander Keyssar, *The Right to Vote: The Contested History of Democracy in the United States* (New York: Basic Books, 2000), xxi.
- 25 *Petition from the Black Citizens of Rhode Island*, 1841, quoted in Christopher Malone, *Between Freedom and Bondage: Race, Party, and Voting Rights in the Antebellum North* (New York: Routledge, 2008), 136.
- 26 Marvin E. Gettleman, *The Dorr Rebellion: A Study in American Radicalism, 1833-1849* (New York: Random House, 1973), 130.
- 27 しかし、この議席配分方法のもとでは各タウンに最低1議席が与えられたこと、および単一のタウンから選出される議員数は下院総数の6分の1以下と定められたため、プロヴィデンスに与えられる議席は最大でも12議席だった。